

平成27年度 第2回 亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び
亀岡市地域包括支援センター運営協議会

会議概要

- 1 日 時：平成28年3月24日（木）14時00分～15時05分
- 2 場 所：亀岡市役所 別館3階会議室
- 3 出 席：岡崎委員、吉中委員、小林委員、平岡委員、前川委員、今西委員、
竹岡委員、森委員、石田委員、井上委員、原田委員、藤本委員、松本委員
- 欠 席：高尾委員、杜委員
- 包 括：地域包括支援センター あゆみ 松本
地域包括支援センター かめおか 前川
地域包括支援センター シミズ 吉村
地域包括支援センター 亀岡園 前野
地域包括支援センター 友愛園 瀬野、内藤
- 事務局：玉記健康福祉部保健・長寿担当部長
小栗高齢福祉課長
高橋高齢福祉課副課長兼介護保険係長
松本いきいき支援係長
永田いきいき支援係主任

会議内容

1 開会

- 司会：小栗課長
・欠席委員報告

2 協議事項（吉中会長が進行）

（1）亀岡市地域密着型サービス運営委員会

平成27年度地域密着型サービス事業者の更新指定について

資料1に基づいて事務局より説明。

前回、27年7月10日本会議開催時以降の状況について報告いたします。

介護保険法の規定により、事業所指定許可期間の満了により、区域外指定事業所医療法人きのこ会の行う認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームローゴム」を、27年7月14日付けで更新指定を行いました。

市内地域密着型サービス事業所は、「区域内指定の亀岡市指定地域密着型サービス事業者」9事業者です。事業の内訳は、小規模多機能型居宅介護事業所6事業所、認知症対応型グループホーム8事業所、認知症対応型通所介護事業所2事業所で合

計16事業所です。

地域密着型サービスは、原則事業所が所在する市町村の住民のみが利用できることとなっておりますが、例外として、事業所が所在する市町村に利用に係る同意を得た場合には、利用することができます。現在市外の事業所は、「区域外指定の亀岡市指定地域密着型サービス事業者」一覧のとおり8事業所です。8事業所中指定許可満了後、廃止予定が5事業所で2月末現在利用者は、0人です。

【質疑応答】

委員：廃止になった事業所でなぜそんな遠いところを制定されたのですか？

事務局：どうしてもその事業所でないと対応できないという場合、地域密着型サービス事業所であっても他市町村の事業所を亀岡市民が利用できる規定があります。

委員：利用者の家族が遠方といったような理由ではなくて、利用者自身の治療等の目的と言うことですね。

事務局：ご家族が遠方におられて、生活拠点をそちらに移されるという方もおられると思います。

委員：遠方に移り住まれるのであれば、亀岡市から住民票を移してもらい市外へお金が流れないようにすべきなのかもしれないと思う。治療が出来なくなった段階で亀岡市へ戻ってきてもらわないといけないのではないか。遠方に行くことがあれば、それもお金のかかることである。

事務局：説明が不十分で申し訳ありません。資料の中の「廃止予定」の部分には利用者はおられませんので市からの経費の持ち出しはありません。利用者が無くなった時点での指定の取り消しは指定許可期間の間は出来ないことになっています。

議長：他に無ければ次へ進みます。

(2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア 亀岡市地域包括支援センター在り方検討委員会検討経過及び検討結果について

資料2に基づいて事務局より説明。

今年度在り方検討委員会は、8月、12月、2月に開催させていただき、適正な包括配置及び配置数と包括名称と行政との一体性について議論をいたしました。包括支援センターは平成18年に3包括を設置し、平成24年度に5包括に増配置しています。今後高齢者人口全体は平成37年にピークを迎えます。前期高齢者数と後期高齢者数は平成35年に逆転し、その後平成42年に後期高齢者人口数がピークを迎えると予測しています。現在の包括支援センターごとの高齢者人口を見ます

と、6期では7,000人台の包括と2,000人未満の包括があります。7期になりますと、包括あゆみ及び包括シミズは8,000人台となり、2,000人を担当する包括との差が大きくなっています。国の示す地域包括ケアシステムは「おおむね30分程度でサービスが提供出来る単位」を日常生活圏域としています。市内の包括支援センターでは、包括あゆみは東西別院町の一部には30分での到達が難しい地域があります。その他の包括は圏域内に30分以内で到達が可能です。これを踏まえた包括支援センターの最適配置の最少配置は2で可能ですが、人口割合を考えますと差が大きすぎます。例えば現在の5で配置する場合、そのうちの3カ所が今の包括の位置とずれがあります。このような状況を踏まえまして、最適な配置と配置数について検討を頂きました。

また、包括支援センターの名称については、現在法人名を使っていますが、今後包括の体制が変わっていく中で現在の名称そのままが良いのか、また包括の愛称や制服の制定を行っている市町もありこのようなことも含めまして検討をいただきました。適正な包括配置及び配置数について

第1回の検討会では、

- ・高齢者の相談窓口だが、包括の無い圏域がある。地域のコミュニティのひとつとして圏域に一つあって欲しい。
- ・他包括地域を越えて担当地域へ行くことは考え直した方が良い。
- ・3包括から5包括へ増え担当包括が変更になった利用者は、新しい人間関係を築くのが負担な様子だった。との意見をいただきました。

第2回の検討会では、平成30年度までに配置予定の「認知症初期集中支援チーム」の配置場所の一つとして実施要綱には地域包括支援センターが明記されていることから、その機能をセンターが担う可能性があることを考慮して検討する必要があることを説明し、

- ・認知症のことなら包括へ相談している。
- ・包括は圏域に一つずつになる方向だと思う。との意見をいただきました。

第3回の検討会では、

- ・圏域に1カ所は必要となる。との意見をいただき、「包括の配置は圏域にひとつ」という結果をいただきました。

また、包括名称と行政との一体性については、第1回検討会で

- ・一般の人には「包括」の名称が分かりにくい。
- ・0.5人配置で居宅と兼務をする人はどう扱うのか。
- ・今のままで不都合があるのか。
- ・すでに法人名を使っているという定着性を考慮する。との意見をいただきました。

第2回検討会では、岡崎委員から包括支援センターの運営について「公益性」

「地域性」「協働性」の視点について説明をいただき、

- ・愛称ではなく、地域名の包括が高齢者にとって分かりやすいと思う。
- ・京都市の「高齢サポート〇〇」は分かりやすい。
- ・名称を変えるのであれば、何をやる所かはっきりわかるようにしないとけない。
- ・亀岡市は居宅事業所と包括支援センターが併設されているが、他市の状況はどうか。
- ・併設された場所だと、初めての利用者は行きにくいのではないかと。との意見をいただきました。

第3回の検討会では、

- ・名称は分かりやすさが大切。
- ・今更愛称を考えなくても、包括支援センターの名称を皆に分かってもらう方が良い。
- ・包括支援センターは亀岡市全体の地域包括ケアの要になる所である。センターの公益性、専門性を評価するには地域名の方が今後の発展には必要と思う。
- ・亀岡市中部地区包括支援センターなどの名称が良いと思う。
- ・高齢者は自分の住んでいる地域は分かっているので地区名を入れるのが良いと思う。との意見をいただき、「市民の分かりやすさも考えて地区名とする」との結果をいただきました。報告については在り方検討委員会議長の岡崎委員より説明していただきます。

岡崎委員：介護保険事業計画第7期での亀岡市地域包括支援センターの適正配置数は、圏域数に合わせる事が望ましい。亀岡市地域包括支援センターの名称については、市民の分かりやすさを考慮し、圏域名称とすることが望ましい。人員配置及び配置場所については、第7期に向け平成28年度での継続審議とする。皆さんの中で在り方検討委員会委員の方もおられました。検討会の結論はこの内容で良かったでしょうか（一同了解）。

議長：在り方検討委員会委員の方で補足説明はあるでしょうか（なし）。それでは岡崎委員に説明してもらいました通りの3点を、本運営協議会として市に報告するという事で、御意見等ありますか。よろしいでしょうか（一同了解）。

一 亀岡市地域包括支援センター運営協議会において承認一

では次の議題に移ります。

イ 平成28年度亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について

資料3に基づいて事務局より説明。

今回の法改正に伴って、地域包括支援センターの機能強化を図っていくにあたり、市とともに行って行かなくてはならないことを明確にするために平成27年度運営方針を基に変更を加えました。平成27年度方針の変更点について説明します。

運用期間は平成28年4月1日からの1年間です。事業推進方針では、事業計画は運営方針を踏まえて計画立案し、立案及び評価は包括職員全員で協議を行うこととしています。行政機関などとの一体性保持においては、三職種其々の会議に加えて管理者会議も考えています。包括の事業においては、権利擁護業務はその文言の相互理解のために意味合いについて明記をしています。包括的・継続的ケアマネジメント業務は包括センターや介護支援専門員の他、主治医や薬剤師等多職種で話し合い、学びあう会議などの機会を通じて連携体制を構築していくことを追加しました。介護予防ケアマネジメント業務では、平成29年度から開始される「総合事業」に向けて、平成28年度にはその考え方や在り方について整理をしていく予定です。その他業務において一般財団法人 長寿社会開発センターの発行する「地域包括支援センター運営マニュアル」を参考に業務に取り組みます。

委員：認知症サポーター養成講座は出前講座に入っていますか？

事務局：認知症サポーター養成講座は高齢福祉課で行っている出前的な教育とは別になっています。

委員：地域ケア会議の開催の現状について教えてください。

事務局：現在、23町地区のうち、回数は様々ですが22町地区で開催しています。

議長：まだ開催していない町は何か理由がありますか？

事務局：開催出来ないのではなく、自治会との協議は包括支援センターも含めて行っておりまして次年度には出来るのではと思っています。これは、無理やり開催するものではなく地域のご理解・ご協力のもと進めさせてもらっています。

事務局：これは行政から指示して地域で行うということではなく、行政側が趣旨を説明し地域の中で賛同して頂ける方が集まり、出来ることをやって頂くものです。みんなが高齢者を見守っていく文化を地域で創っていかうとするイメージです。元々の地域の風土により違いが出ると思いますし、行政側の説明力も必要だと考えています。

委員：地域ケア会議の地域ごとの課題についてご紹介いただきたい。

事務局：地域の絆が薄まる中で集まる場所がない、家に閉じこもっている方をどうしたらいいのかなどの課題があがっています。ただ、地域の中で相互の助け合いを行っておられる部分もあります。そのような中で徘徊模擬訓練を行われたり、カフェを立ち上げたりされているところもあります。地区社協の方が中心となってアンケートをしようかということもあります。場も話し合う機会も無いといった地域もあります。町ごとにばらばらですが、町の考え方や立ち位置を尊重させてもらい、一緒に考えさせていただくことをしています。今年度1,800人程の高齢者訪問調査をさせていただき、高齢者の困っていることとして「移動」「交流」「重いものが持ちにくい」の3点を把握しています。次年度にはこのような結

果を地域に返していくことが出来れば、会議での話し合いも深まるのではと思っていますところ。

委員：他地域の取組を知る場があれば自分の地域の課題を克服していける部分もあるのでそのような機会について検討してもらえればと思う。

事務局：今までからも地域包括支援センターや各自治会の関係者に集まっていたり全体での報告会を行っており次年度についても考えています。また本会議の委員の皆様についても今後はお知らせしていくことを検討していきます。

委員：昔は地域に祭りがあって皆が集まる機会があった。今は個人が地域を越えて行動しているし、地域の絆よりも重要との思いが多様化している。地域の単位で動いていることが盛り上がる地域とそうでない地域があると思う。難しいと思う。

委員：運営方針の「行政機関などとの一体性保持」ですが、亀岡市以外の福祉分野などの一体性も必要なかと思う。また、アウトリーチを示唆するような項目が無い。相談があがってこなくてもこちらから地域へ出かけていき問題がないか見ていくことは大切。地域包括は今も仕事が大変なので過重ではあると思うが、目指すべきところはそこである。運営方針の中のどこかに入れておかないと次が見えないと思う。

事務局：運営マニュアルを基本としていましてマニュアルの中にはありますが、委員のおっしゃられる通りです。4月からの方針についてマニュアルを活用しながら運営が出来るよう受けさせていただきます。

議長：まだまだご意見もあるかと思いますがこれで協議は終了させていただきます。マイクを事務局へ返します。

事務局：ありがとうございます。次年度の会議については追って連絡をさせていただきます。

一会議終了後、吉中会長から別添「平成27年度 亀岡市地域包括支援センター運営協議会 意見とりまとめ報告書」の提出一